

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年6月10日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼	
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等		
2. 都道府県名	東京都	執行機関名 中央区長	
3. 市区町村名	中央区		
4. 届出番号	18		
5. 独自利用事務の事例番号	116-2-1(2)		
6. 独自利用事務の対象者	子ども	知事等(教育委員会)が行う幼稚園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務(法定事務に係るものを除く。)	
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	令和6年3月29日		
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない		▼
9. 評価書番号			
10. 保護評価書の名称			
11. 保護評価書のURLリンク			
12. 委任関係		▼	

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	中央区私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱(平成21年7月15日21中総総第199号)による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	

④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年中央区条例37号)別表第一第4の4項 中央区私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱(平成21年7月15日21中総総第199号)による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第1条	中央区私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、(子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者)に必要な支援を行い、もって(一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的)とする。	この要綱は、(私立の特定子ども・子育て支援施設等のうち幼稚園(以下「私立幼稚園」という。))に在籍する小学校就学前子どもの保護者(以下「施設等利用給付認定保護者」という。)、私立の特定教育・保育施設に在籍する小学校就学前子どもの保護者(以下「特定・教育保育給付認定保護者」)又は幼稚園類似の幼児施設に在籍する幼児の保護者)に対して、予算の範囲内で中央区私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金(以下「補助金」)を交付することにより、その経済的負担を軽減し、もって(幼稚園教育の振興と充実を図ることを目的)とする。
⑦独自利用事務の関連規範		中央区私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱